

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

既に市町へ権限移譲している101項目の事務から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)に基づく関係政省令の改正により都道府県から基礎自治体へ権限移譲することとされた6項目の事務について削除を行うこととし、また、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号)による経過措置が終了することにより不要となる事務について削除を行うため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 農地法に基づく農地等の賃貸借の解約の許可等に関する事務について、所要の規定の整備を行うこととします。(第1条中別表(18)関係)
- (2) 農地法に基づく農地転用等に関する事務について、所要の規定の整備を行うこととします。(第1条中別表(19)関係)
- (3) 旧薬事法施行令に基づく許可証の書換え交付等に関する事務について、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による経過措置が終了することにより所要の規定の整備を行うこととします。(第1条中別表(32)の3関係)
- (4) 家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の販売業者に対する指示、立入検査等に関する事務について、市を移譲対象から除くこととします。(第1条中別表(35)関係)
- (5) 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく自動車騒音の限度の決定等に関する事務について、市が処理する事務の範囲から除くこととします。(第1条中別表(46)の2関係)
- (6) 振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の決定等に関する事務について、移譲対象から除くこととします。(第1条中別表(56)の2関係)
- (7) 薬事法に基づく薬局製造販売業の許可等に関する事務について、大津市が処理する事務の範囲から除くこととします。(第2条関係)
- (8) その他
 - ア この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。ただし、イは公布の日から、(3)は平成24年6月1日から、(7)は平成25年4月1日から施行することとします。
 - イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 新旧対照表 (第1条関係)

旧	新
<p>第1条～第3条 略 別表 (第2条関係)</p>	<p>第1条～第3条 略 別表 (第2条関係)</p>
<p>(1)～(17) 略</p>	<p>(1)～(17) 略</p>
<p>(18) 農地法 (昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)、農地法施行令 (昭和27年政令第445号) および農地法施行規則 (昭和27年農林省令第79号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 略 カ 農地法施行令第3条第4項 (同令第27条第2項において準用する場合を含む。) の規定による通知 キ 農地法施行規則第14条第2項の規定による意見の聴取 (アに掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>(18) 農地法 (昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)、農地法施行令 (昭和27年政令第445号) および農地法施行規則 (昭和27年農林省令第79号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 略 カ 農地法施行令第27条第2項において準用する同令第7条第4項の規定による通知 キ 農地法施行規則第26条第2項の規定による意見の聴取 (アに掲げる事務に係るものに限る。)</p>
<p>(19) 農地法 (以下この項において「法」という。)、農地法施行令および農地法施行規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ケ 略 コ 次に掲げる事務 (アおよびエに掲げる事務に係るものに限る。) (ア)～(ウ) 略 (エ) 農地法施行令第7条第2項および第15条第2項において準用する同令第3条第4項の規定による通知 (オ) 農地法施行規則第14条第2項の規定による意見の聴取</p>	<p>(19) 農地法 (以下この項において「法」という。)、農地法施行令および農地法施行規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ケ 略 コ 次に掲げる事務 (アおよびエに掲げる事務に係るものに限る。) (ア)～(ウ) 略 (エ) 農地法施行令第7条第4項 (同令第15条第2項において準用する場合を含む。) の規定による通知 (オ) 農地法施行規則第26条第2項の規定による意見の聴取</p>
<p>(19)の2～(32)の2 略</p>	<p>(19)の2～(32)の2 略</p>

(32)の3 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この

大津市

項において「法」という。）、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。）、薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下この項において「改正政令」という。）および薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品および医療機器に係るものを除く。）

ア～コ 略

サ 法第24条第2項の規定による許可の更新（卸売販売業および改正法第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）の規定による薬種商販売業に係るものに限る。）

シ～ノ 略

ハ 法第72条の4第1項および第2項の規定による必要な措置の命令（薬局製造販売業者、薬局製造業者、薬局開設者、卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに管理医療機器の販売業者および賃貸業者ならびに改正法附則第8条に規定する法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（以下この項において「旧薬種商」という。）に係るものに限る。）

ヒ～ホ 略

(32)の3 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この

大津市

項において「法」という。）、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。）、薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）および薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品および医療機器に係るものを除く。）

ア～コ 略

サ 法第24条第2項の規定による許可の更新（卸売販売業および改正法附則第8条に規定する法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（以下この項において「旧薬種商」という。）に係るものに限る。）

シ～ノ 略

ハ 法第72条の4第1項および第2項の規定による必要な措置の命令（薬局製造販売業者、薬局製造業者、薬局開設者、卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに管理医療機器の販売業者および賃貸業者ならびに旧薬種商に係るものに限る。）

ヒ～ホ 略

マ 改正法附則第8条の規定により従前の例によることとされる旧法第38条において準用する旧法第10条の規定による休廃止等の届出の受理

ミ～メ 略

モ 改正政令附則第3条および第4条の規定によりなおその効力を有することとされる改正政令第1条の規定による改正前の政令（以下この項において「旧政令」という。）第45条第1項の規定による許可証の書換え交付

ヤ 旧政令第46条第1項の規定による許可証の再交付

ユ 旧政令第46条第3項および第47条の規定による許可証の返納の受理

ヨ 旧政令第48条の規定による台帳の備付け

ラ 改正政令附則第4条の規定によりなおその効力を有することとされる改正政令第1条の規定による改正前の政令第44条第1項の規定による許可証の交付

リ 薬事法施行規則第15条の4第2項の規定による郵便等販売の届書の提出の受理

(32)の4～(34) 略

(35) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務
ア 次に掲げる事務（その主たる事務所および店舗が一の市町内のみにあるものに係るものに限る。）

市町

マ 改正法附則第8条の規定により従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第38条において準用する旧法第10条の規定による休廃止等の届出の受理

ミ～メ 略

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

モ 薬事法施行規則第15条の4第2項の規定による郵便等販売の届書の提出の受理

(32)の4～(34) 略

(35) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務
ア 次に掲げる事務（その主たる事務所および店舗が一の町の区域内のみにあるものに係るものに限る。）

町

(ア)～(オ) 略 イ 略	
(36)～(46) 略	
(46)の2 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（以下この項において「府令」という。）および特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（以下この項において「告示」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 府令第4条の規定による自動車騒音の限度の決定 イ 府令別表備考の規定による区域の指定 ウ 告示別表第1号の規定による区域の指定	市（大津市を除く。）
(47)～(56) 略	
(56)の2 振動規制法施行規則（以下この項において「府令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 府令第12条ただし書の規定による道路交通振動の限度の決定 イ 府令別表第1付表第1号の規定による区域の指定 ウ 府令別表第2備考第1項の規定による区域の指定 エ 府令別表第2備考第2項の規定による時間の設定	市（大津市を除く。）
(57)～(76) 略	

(ア)～(オ) 略 イ 略	
(36)～(46) 略	
(46)の2 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定による区域の指定	市（大津市を除く。）
(47)～(56) 略 (削除)	
(57)～(76) 略	

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 新旧対照表 (第2条関係)

旧		新	
第1条～第3条 略 別表 (第2条関係)		第1条～第3条 略 別表 (第2条関係)	
(1)～(32)の2 略		(1)～(32)の2 略	
<p>(32)の3 薬事法 (昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)、薬事法の一部を改正する法律 (平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。)、薬事法施行令 (昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。) および薬事法施行規則 (昭和36年厚生省令第1号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務 (専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品および医療機器に係るものを除く。)</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ <u>次に掲げる事務 (医薬品 (政令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品に限る。エおよびオにおいて同じ。)) の製造販売業 (以下この項において「薬局製造販売業」という。) に係るものに限る。)</u></p> <p>(ア) <u>法第12条第1項の規定による許可</u></p> <p>(イ) <u>法第12条第2項の規定による許可の更新</u></p> <p>(ウ) <u>法第14条の9第1項の規定による製造販売の届出の受理</u></p> <p>(エ) <u>法第14条の9第2項の規定による変更の届出の受理</u></p> <p>(オ) <u>法第19条第1項の規定による休廃止等の届出の受理</u></p> <p>(カ) <u>政令第4条第1項の規定による許可証の</u></p>	大津市	<p>(32)の3 薬事法 (昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)、薬事法の一部を改正する法律 (平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。)、薬事法施行令 (昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。) および薬事法施行規則 (昭和36年厚生省令第1号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務 (専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品および医療機器に係るものを除く。)</p> <p>ア～イ 略</p> <p>(削除)</p>	大津市

交付

(キ) 政令第5条第1項の規定による許可証の
書換え交付

(ク) 政令第6条第1項の規定による許可証の
再交付

(ケ) 政令第6条第4項および第7条第1項の
規定による許可証の返納の受理

(コ) 政令第8条第1項の規定による台帳の備
付け

エ 次に掲げる事務（医薬品の製造業（以下この項
において「薬局製造業」という。）に係るものに
限る。）

(ア) 法第13条第1項の規定による許可

(イ) 法第13条第3項の規定による許可の更新

(ウ) 法第13条第6項の規定による変更の許可

(エ) 法第19条第2項の規定による休廃止等の
届出の受理

(オ) 政令第11条第1項の規定による許可証の
交付

(カ) 政令第12条第1項の規定による許可証の
書換え交付

(キ) 政令第13条第1項の規定による許可証の
再交付

(ク) 政令第13条第4項および第14条第1項の
規定による許可証の返納の受理

(ケ) 政令第15条第1項の規定による台帳の備
付け

オ 次に掲げる事務（医薬品に係るものに限る。）

(ア) 法第14条第1項の規定による製造販売の

(削除)

(削除)

承認

(イ) 法第14条第9項の規定による変更の承認

(ウ) 法第14条第10項の規定による軽微な変更
の届出の受理

(エ) 法第74条の2第1項の規定による承認の
取消し

(オ) 法第74条の2第2項の規定による変更の
命令

(カ) 法第74条の2第3項の規定による承認の
取消しおよび変更の命令

(キ) 政令第19条第1項の規定による台帳の備
付け

カ～テ 略

ト 法第72条の4第1項および第2項の規定による必要な措置の命令（薬局製造販売業の許可を受けた者（以下この項において「薬局製造販売業者」という。）、薬局製造業の許可を受けた者（以下この項において「薬局製造業者」という。）、卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに管理医療機器の販売業者および賃貸業者ならびに旧薬種商に係るものに限る。）

チ 法第73条の規定による管理者および営業所管理者の変更の命令（薬局製造販売業者、薬局製造業者、卸売販売業者ならびに医療機器の販売業者および賃貸業者に係るものに限る。）

コ 法第75条第1項の規定による許可の取消しおよび業務の停止の命令（薬局製造販売業者、薬局

ウ～タ 略

チ 法第72条の3の規定による報告等の命令

ツ 法第72条の4第1項および第2項の規定による必要な措置の命令（卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに管理医療機器の販売業者および賃貸業者ならびに旧薬種商に係るものに限る。）

テ 法第73条の規定による管理者および営業所管理者の変更の命令（卸売販売業者ならびに医療機器の販売業者および賃貸業者に係るものに限る。）

ト 法第75条第1項の規定による許可の取消しおよび業務の停止の命令（卸売販売業者、高度管理

製造業者、卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに管理医療機器の販売業者および賃貸業者に係るものに限る。)

ヌ 法第76条の規定による通知ならびに弁明および証拠の提出の機会の付与 (薬局製造販売業者、薬局製造業者、卸売販売業者ならびに高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに旧薬種商に係るものに限る。)

ネ 法第77条の4の3の規定による回収の報告の受理 (薬局製造販売業者および薬局製造業者に係るものに限る。)

ノ～ハ 略

ヒ 政令第2条の規定による総取扱処方せん数の届出の受理

フ 次に掲げる事務 (薬局開設、卸売販売業ならびに高度管理医療機器等の販売業および賃貸業に係るものに限る。)

(ア)～(オ) 略

ヘ 薬事法施行規則第15条の4第2項の規定による郵便等販売の届書の提出の受理

(32)の4～(76) 略

医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに管理医療機器の販売業者および賃貸業者に係るものに限る。)

ナ 法第76条の規定による通知ならびに弁明および証拠の提出の機会の付与 (卸売販売業者ならびに高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに旧薬種商に係るものに限る。)

(削除)

ニ～ヌ 略

(削除)

ネ 次に掲げる事務 (卸売販売業ならびに高度管理医療機器等の販売業および賃貸業に係るものに限る。)

(ア)～(オ) 略

(削除)

(32)の4～(76) 略

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成23年条例第50号）新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>別表(32)の3の項ナ中「医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の製造販売業者および製造業者（薬局製造販売業者および薬局製造業者を除く。）、医療機器の修理業者ならびに配置販売業者に係るものを除く」を「卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに管理医療機器の販売業者および賃貸業者に係るものに限る」に改め、同項中ナをツとし、ニおよびヌを削り、同項ネ中「薬局開設者、」を削り、同項中ネをテとし、ノを削り、同項ハ中「薬局製造販売業者、薬局製造業者、薬局開設者」を「薬局製造販売業の許可を受けた者（以下この項において「薬局製造販売業者」という。）、薬局製造業の許可を受けた者（以下この項において「薬局製造業者」という。）」に改め、同項中ハをトとし、同項ヒ中「、薬局開設者」を削り、同項中ヒをナとし、同項フ中「、薬局開設者」を削り、同項中フをニとし、同項ヘ中「、薬局開設者」を削り、同項中ヘをヌとし、ホをネとし、マをノとし、ミをハとし、ムをヒとし、メをフとし、モをへとし、ヤをホとし、ユをマとし、ヨをミとし、ラをムとし、リをメとし、同表(42)の項を次のように改める。</p>	<p>別表(32)の3の項ナ中「医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の製造販売業者および製造業者（薬局製造販売業者および薬局製造業者を除く。）、医療機器の修理業者ならびに配置販売業者に係るものを除く」を「卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに管理医療機器の販売業者および賃貸業者に係るものに限る」に改め、同項中ナをツとし、ニおよびヌを削り、同項ネ中「薬局開設者、」を削り、同項中ネをテとし、ノを削り、同項ハ中「薬局製造販売業者、薬局製造業者、薬局開設者」を「薬局製造販売業の許可を受けた者（以下この項において「薬局製造販売業者」という。）、薬局製造業の許可を受けた者（以下この項において「薬局製造業者」という。）」に改め、同項中ハをトとし、同項ヒ中「、薬局開設者」を削り、同項中ヒをナとし、同項フ中「、薬局開設者」を削り、同項中フをニとし、同項ヘ中「、薬局開設者」を削り、同項中ヘをヌとし、ホをネとし、マをノとし、ミをハとし、ムをヒとし、メをフとし、モをへとし、同表(42)の項を次のように改める。</p>